

電子マニフェストのメリット

1) 操作が簡単で手間がかかりません



入力したマニフェスト情報は、クリックひとつで情報処理センターに送信。紙マニフェストの場合の手書きの手間、印刷の手間等が、大幅に軽減されます。



マニフェスト情報は全て情報処理センターに電子データとして保存されるため、自社で紙マニフェストを保存する手間や保管スペースの確保が不要となります。



運搬・処分終了報告の確認も画面を呼び出すだけです。毎年、自治体に提出する産業廃棄物管理票交付等状況報告も不要となります。(情報処理センターが集計・報告します。)

2) 法令遵守



マニフェストには廃棄物処理法で記載が必要な項目が定められています。電子マニフェストでは、必須項目の入力がないと先の画面に進むことができないため、記載漏れが起りません。また、法定の期限が近づいても終了報告がない場合には、排出事業者に通知が届きますので、確認漏れを防ぐことができます。

3) データの透明性



マニフェスト情報は、第三者である情報処理センターが過去 5 年分を管理・保存しており、セキュリティ対策も万全を期しています。



処理状況は排出、収集、処分の3者が常に把握・確認することができるため、間違いも見つけやすく、修正や取消をする際には、お互いの承認が必要となりますので、1社だけでデータの修正・取消をしてしまうことはありません。



本社・支店など、産業廃棄物の排出場所と離れた場所からもマニフェスト情報を閲覧・確認することができます。